**平成２４年（フ）第２５９号**
岐阜市萱場南１丁目10番７―303号　エムエフキングダム
債務者　坂下　憲市
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１５２号**
三重県津市久居明神町2754番地１　ウィステリア103号、前住所三重県津市久居新町727番地11
債務者　ピーターパンこと　公下　辰夫
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１５７号**
三重県津市丸之内１番８号
債務者　大市　恵子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第４１８号**
栃木県日光市清滝２丁目７番14号、前住所静岡県藤枝市田沼４丁目１番２―504号
債務者　岸　耕太朗
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４１９号**
栃木県日光市清滝２丁目７番14号、前住所静岡県藤枝市田沼４丁目１番２―504号
債務者　岸　　依子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１０２８１号**
埼玉県さいたま市中央区新中里３丁目18―29―102
債務者　三角　康大
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０２９９号**
東京都足立区足立１丁目19―12―603
債務者　榎戸　千春
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０３００号**
東京都大田区東矢口３丁目２―１―609
債務者　小澤まさえ
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０３３９号**
東京都板橋区赤塚６丁目15―７―102
債務者　内木　　亮
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０３４２号**
東京都文京区千石１丁目16―15　中村荘
債務者　椎尾　善英
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０３７１号**
埼玉県ふじみ野市大原２丁目４―21―105
債務者　飯塚　民好
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０３７２号**
神奈川県相模原市南区東林間１丁目23―６―305
債務者　小松みどり（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０４０２号**
埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目３―13　エステートピアシバサキⅡ103
債務者　小俣　　実
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０４１１号**
東京都台東区根岸２丁目２―８―402
債務者　葉　そのよ
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０４１２号**
埼玉県川口市本町３―10―20―302、住民票上の住所東京都台東区根岸２丁目２―８―402
債務者　名取　義明
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０４５０号**
東京都文京区本郷１丁目５―７―311
債務者　井田　律子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部